

(別紙1)

社会福祉法人指導監査結果

1 指導監査実施法人 社会福祉法人ぱれっと

2 指導監査実施年月日 令和5年9月12日(火)

3 文書指摘事項

区分	指摘事項	前回監査時 文書指摘事項
I-3(2) 評議員会の招 集・運営	<p>次のとおり評議員会の手続きについて、法令に反している事例があった。</p> <p>○評議員会の招集手続について 理事会の決議により次の事項を定め、理事が評議員会の1週間(中7日間)前、定時評議員会の場合は2週間(中14日)前までに評議員に通知を行わなければならない。</p> <p>①評議員会の日時及び場所 ②評議員会の目的である事項があるときは、当該事項 ③評議員会の目的である事項に係る議案の概要(議案が確定していない場合はその旨)</p> <p>貴法人において、第2回評議員会開催通知が令和4年7月23日に発出され、令和4年7月29日に開催されており、また、第3回評議員会開催通知が令和5年4月6日に発出され、令和5年4月13日に開催されているため、いずれも評議員会の1週間(中7日間)前までに通知が行われていなかった。</p> <p>今後、評議員会の招集に際し適切な手続きを行うこと。</p> <p><b>根拠法令等</b> 社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第182条第1項</p>	
I-4(3) 適格性 I-5(2) 選任及び解任	<p>理事は理事長や他の理事の職務の執行を監督する役割を果たすため、各理事と特殊の関係にある者及び当該理事の合計が、理事総数の3分の1を超えてはならないとされているが、貴法人は令和4年度の理事について、特</p>	

	<p>殊関係にある者が上限を超えて含まれていた。  また、監事のうちに、各役員と特殊関係にある者が含まれていた。  今後、理事及び監事の選任については適切に行うこと。</p> <p><b>根拠法令等</b>  社会福祉法第44条第6項、第44条第7項、  社会福祉法施行規則第2条の10第6項、第2条の11第6項</p>	
<p>Ⅲ－４（４）  その他</p>	<p>登記事項について、変更が生じた場合、資産の総額については、会計年度終了3カ月以内に変更登記することとされているが、令和5年8月10日時点の履歴事項全部証明書を確認したところ、令和4年度の資産の総額の変更登記がなされていなかった。  今後は期限を遵守し、適切に変更登記を行うこと。</p> <p><b>根拠法令等</b>  社会福祉法第29条  組合等登記令第3条</p>	